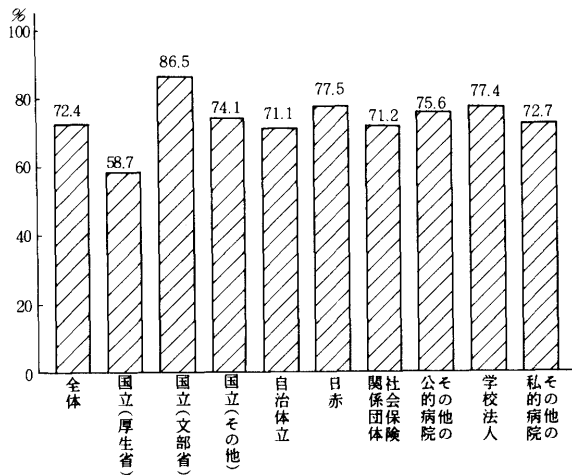


今回、基準看護病院に勤務する会員の70.7%は「いた」と答えている。一方、普通看護病院では83.2%になっている。このように基準看護の有無による大きな差はみられない。

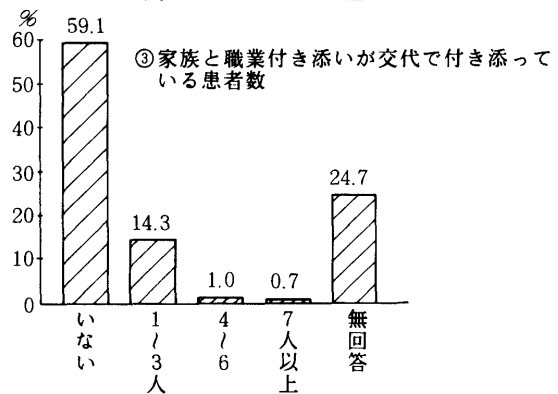
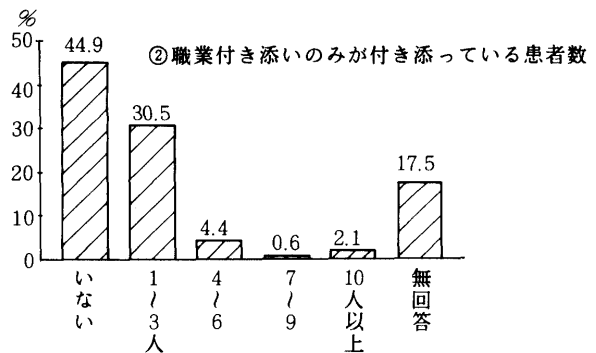
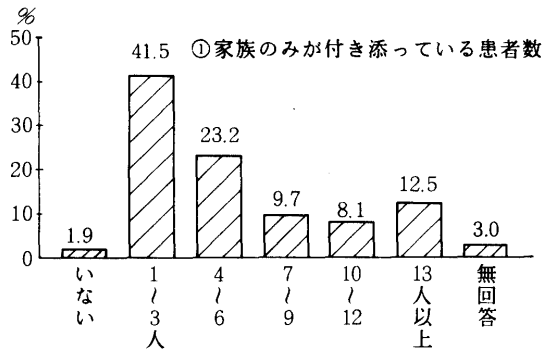
図11 付き添いのついている患者がいた率



② 付き添いのついた患者数

付き添いのついた患者が「いた」と答えた人だけに、付き添う形態別の人数を尋ねた(図12)。「付き添いがついた」という場合、「職業付き添いだけ」、「家族と職業付き添いが交代で」つくよりも「家族だけ」が付き添うことが98.1%と最も多い。また、いずれの形でついたにしても、付き添いのついた患者の合計人数は1病棟1~3人が最も多い。

図12 1病棟当り付き添い患者数 (付き添いのついている患者がいたと答えた会員のみ)



II 労働時間と休暇

この章では、会員の労働条件を全国の一般企業に勤務する労働者(労働省「昭和54年賃金労働時間制度の実態」による。以下<一般労働者>と略す)との比較も加えながら、明らかにしていく。

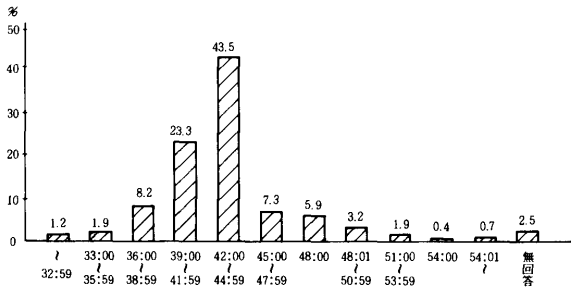
1 労働時間

1) 週所定労働時間

看護職は労働基準法上の特例業種として1日9時間、1週54時間までの労働が認められている。

会員の場合「42時間~44時間59分」が最も多

図13 週所定労働時間



いが、54時間をこえている人もまだ0.7%存在している(図13)。労働省労働基準局が実施した調査によると「48時間01分以上」の病院は5.5%で、そのうち「54時間01分以上」の病院は0.4%である(「病院における看護婦等の労働条件に係る調査的監督の実施結果の概要」昭和53年10月1日～昭和54年3月31日実施、私的病院対象)。

会員の平均週所定労働時間は43時間16分で、50年度より25分短縮されている。しかし<一般労働者>の平均は41時間50分(労働者数平均)であり、会員よりも約1時間30分短い。また<一般労働者>の場合は、大企業になるほど所定労働時間が短い。たとえば「1,000人以上」と「99人以下」の企業との間には労働者数平均で5時間以上の差がある。

会員の場合も許可病床数が多くなるに従い漸次

表6 許可病床数別の平均週所定労働時間

| 許可病床数 | 週所定労働時間 |
|---------|---------|
| ～49床 | 43:44 |
| 50～99 | 43:40 |
| 100～299 | 43:24 |
| 300～499 | 43:19 |
| 500～999 | 42:57 |
| 1,000床～ | 42:30 |

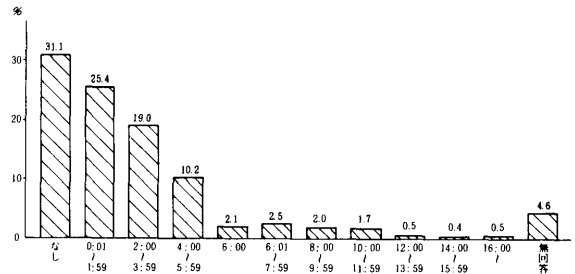
短縮されるものの、<一般労働者>ほどの差はみられない(表6)。

設置主体では「日赤」が平均42時間16分で最も短く、「その他の私的病院」が43時間49分で最長である。「その他の私的病院」では1割以上が48時間をこえていることが目立つ。

2) 1週間の所定外労働時間

昭和54年10月21日～27日の1週間の所定外労働時間をたずねた。

図14 10月21日～27日の所定外労働時間



この期間中まったく所定外労働をしなかった人は約3割で、7割は多かれ少なかれ所定外労働をしている。最も多いのは「1分～1時間59分」でそれ以上になると割合は低下するが、労基法で定められた「1週6時間」を超える人も7.6%いる(図14)。全員の平均は2時間10分、所定外労働をした人のみの平均は3時間43分である。労働省「毎月勤労統計調査」によると昭和54年の女子の平均月間所定外労働時間は6.0時間(週間では約1.5時間)で、調査時期はちがうが会員の方が長いといえそうだ。

許可病床数別では病床数が大きくなるほど所定外労働をする人がふえ、平均時間も長い(表7)。

設置主体で、「6時間1分以上」の割合が高いのは「国立(文部省)」(19.6%)、「国立(厚生省)」(10.1%)、「日赤」(10.7%)である。

所属場所別には「産科系病棟」で10.3%、「小児

表7 許可病床数別平均所定外労働時間
(昭和54年10月21日～27日の1週間)

| 許可病床数 | 平均所定外労働時間 | |
|-----------|-----------|--------|
| | 全 体 | した人のみ |
| ～ 49床 | 2 : 06 | 3 : 13 |
| 50 ～ 99 | 2 : 06 | 4 : 02 |
| 100 ～ 299 | 1 : 20 | 3 : 12 |
| 300 ～ 499 | 2 : 24 | 3 : 52 |
| 500 ～ 999 | 2 : 54 | 4 : 01 |
| 1,000床～ | 3 : 18 | 4 : 10 |

病棟」で12.0%、「手術室」で14.4%が、「6時間1分以上」の所定外労働をしている。

職位別に平均時間をみると、「婦長」が最も長く3時間51分であり、「一般看護職」は1時間55分で最も短い。

3) 最長拘束時間・実働時間

昭和54年10月中に最も長く勤務施設に拘束された日の拘束時間と、そのときに実際に働いた時間とをたずねた。

最長拘束時間については4割は「8時間～9時間59分」であるが、一方で「32時間以上」の拘束が4.2%ある。平均拘束時間は12時間46分である。

その時の実働時間は最長拘束時間と同様、「8時間～9時間59分」が約4割で最も多いが、実働16時間以上も10.0%ある。また「32時間以上」拘束された人の6割強は、20時間以上実働している。最も長く拘束されたときの実働時間の平均は10時間21分である。

設置主体別には最長拘束時間、その時の実働時間ともに「社会保険関係団体」が長い。「国立(その他)」では実働時間が短く、最長拘束時間との差が大きい(図15)。

所属場所では「手術室」での長時間拘束、実働が目立つ。「外来」では拘束16時間以上が31.7%

図15 設置主体別平均最長拘束時間・実働時間

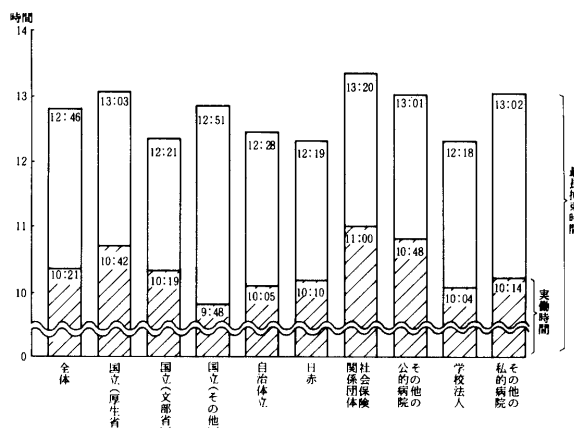
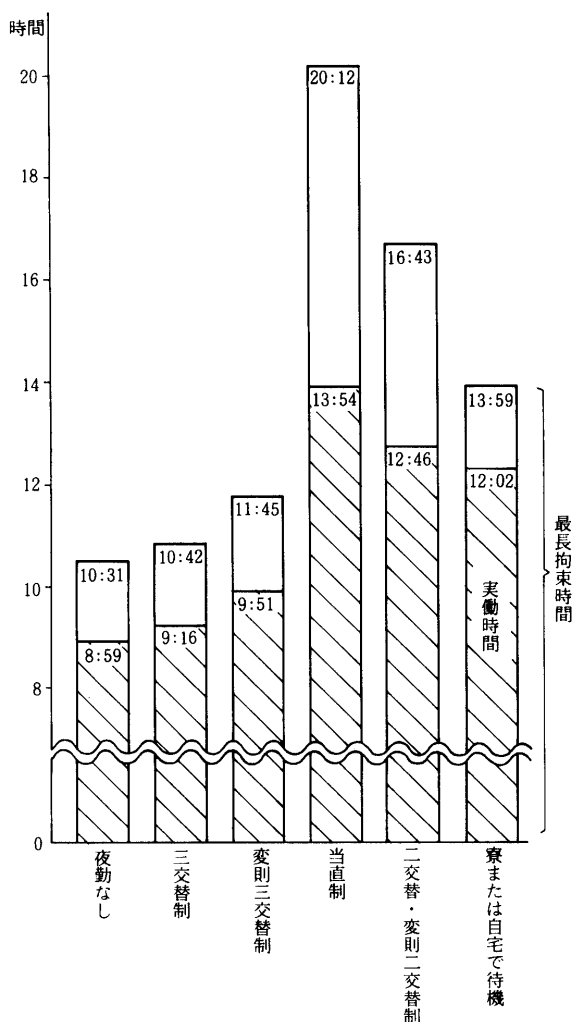


図16 夜勤体制別平均最長拘束時間・実働時間



と高い。

夜勤体制別には、特に「当直制」についている場合は「32時間以上」の拘束が18%もあり、他と比べると拘束・実働ともにずばぬけて長い(図16)。

「当直制」は仮眠や休憩時間がとれ、断続的な業務であるとはいえ、最長拘束時の平均実働時間が14時間近いことは、厳しい労働条件と言えよう。

職位別にみると、「婦長」に「32時間以上」拘束が約16%みられる。これは婦長は「当直制」につく割合が高い(P参照)ことと関係があると思われる。

2 昼休み

1) 取得状況と平均時間

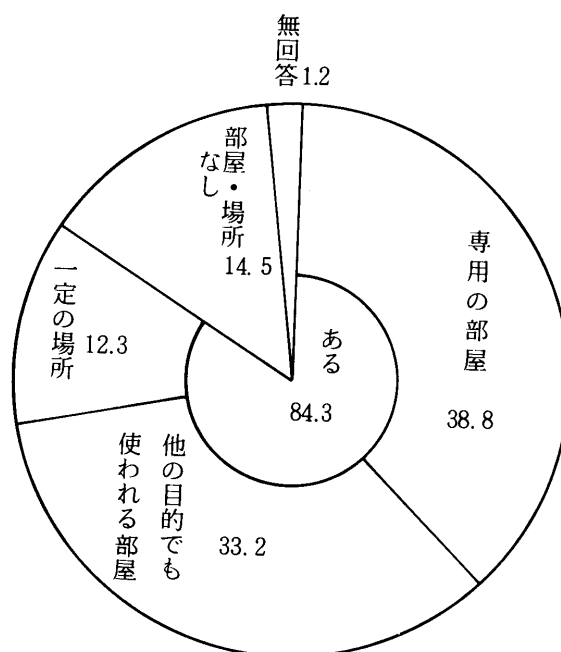
労基法では休憩時間について「労働時間が6時間を超える場合に少なくとも45分、8時間を超える場合に少なくとも1時間」と定められている。

10月中に昼休みが「毎日かならずとれた」は44.1%、「だいたいとれた」は44.0%で、9割近くの会員は昼休みがとれている。しかし設置主体別にみると「学校法人」では「毎日かならずとれた」が69.4%であるが、「社会保険関係団体」では29.3%にすぎない。また所属場所では「結核病棟」で「毎日かならずとれた」は61.6%あるが、一方「外来」は27.0%と低い。

とれた人の1日の取得時間をみると半数以上が「45分～59分」に集中しているものの、とれたといっても労基法の定めには及ばない「44分以下」の人がまだ3割以上いることは問題であろう。

また「毎日かならずとれた」場合は77.7%が「45分以上」ととれているが、「だいたいとれた」場合には「45分以上」が少なくなり「44分以下」が5割をこえる。このように取得回数がへると、1回にとれる時間も短くなるようだ。

図17 休憩室の有無



2) 休憩室

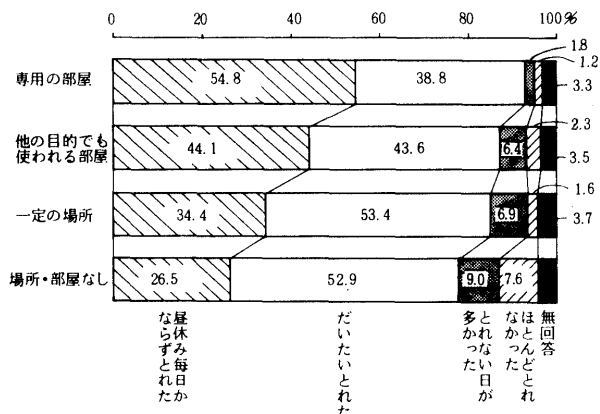
「休憩専用の部屋が確保されている」とした会員は38.8%にすぎない(図17)。

設置主体別では、「国立(厚生省)」で7割近くが「休憩専用の部屋」ありとしているのに対し、「その他の公的病院」「その他の私的病院」では3割に満たず、「部屋や場所が確保されていない」が2割をこえている。

昼休みがとれるかどうかは、休憩室の確保状況と関係が深い(図18)。確保状況が悪くなるほど昼休みが「ほとんどとれなかった」が多くなっている。

また「毎日かならずとれた」「だいたいとれた」会員の取得時間をみても、「休憩専用の部屋」がある場合は7割が45分以上ととれているが、「部屋や場所が確保されていない」場合は48.6%にとどまっている。

図18 休憩室の確保状況と昼休みの取得状況



3 週休制

労働省では労働時間短縮という観点から週休2日制実施を推進しており、また国家公務員についても昭和54年8月、人事院から「4週5休」を内容とする「週休2日制に関する勧告」が出されている。このように週休2日制は時代のすう勢ではあるが、労基法上では「4週を通して4日の休日」が定められているのみである。

1) 週休制の形態

何らかの形で週休2日制をうけている会員の率は11.0%で、50年調査よりふえたとはいえ<一般労働者>に比べると驚くほど低い(表8)。

また<一般労働者>は週休2日制の中でも「完全2日」や「月3回2日」など、ほぼ毎週2日は休める形態が多いが、会員は「月1回2日」が多く、ここでも<一般労働者>との差は大きい。

設置主体による違いがある。「国立(厚生省)」「国立(文部省)」では週休2日制は皆無であるが、「国立(その他)」は「完全週休2日」が10.7%で、何らかの形での週休2日は、28.6%にもものぼっている。「学校法人」では「隔週週休2日」が12.5%と高い。

<一般労働者>は企業規模が大きくなるほど週休2日制をうける割合は高くなるが、会員の場合、許可病床数によって週休の形態に違いはみられない。

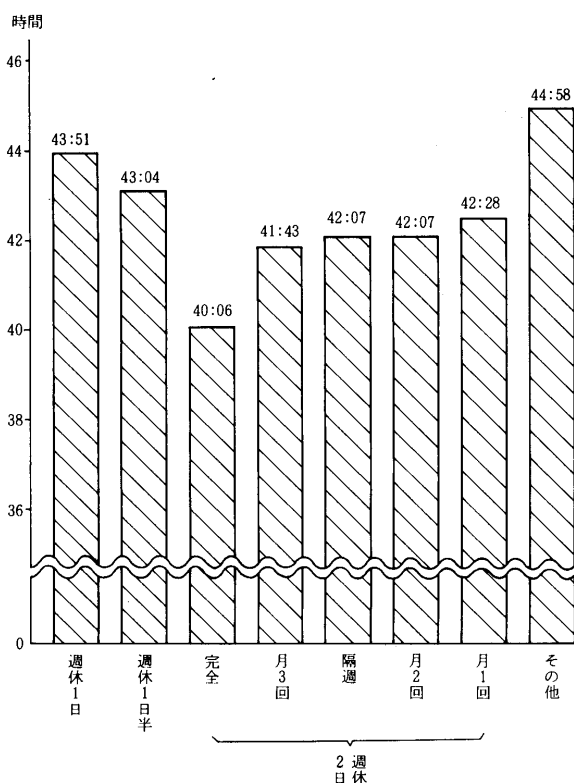
週休の増加は労働時間短縮の一要素であることは、平均週所定労働時間からもわかる(図19)。また週所定労働時間が48時間以上といった長時間におよぶのは、「週休1日」で18.3%、「週休1日半」で9.8%あるが、「週休2日制」をとっている場合にはほとんどみられない。

表8 週休制の形態の比較

| | 合計 | 週休1日制 | 週休1日半制 | 週休2日制 | | | | | | その他 | 無回答 |
|----------|-------|-------|--------|-------|------|-----|------|------|------|-----|-----|
| | | | | 計 | 完全 | 月3回 | 隔週 | 月2回 | 月1回 | | |
| 会員 | % | | | | | | | | | | |
| 50年 | 100.0 | 35.0 | 57.1 | 5.4 | 1.6 | 1.0 | 1.6 | — | 1.2 | 1.6 | 0.9 |
| 54年 | 100.0 | 27.3 | 55.2 | 11.0 | 2.0 | 1.1 | 2.3 | 0.6 | 5.0 | 4.2 | 2.3 |
| <一般労働者>* | | | | | | | | | | | |
| 50年 | 100.0 | 27.1 | 2.6 | 69.9 | 21.4 | 5.5 | 13.1 | 16.0 | 13.9 | 0.4 | — |
| 54年 | 100.0 | 24.2 | 2.8 | 72.9 | 23.5 | 7.8 | 12.6 | 15.7 | 13.3 | 0.1 | — |

*適用労働者数

図19 週休制の形態別週所定労働時間



2) 取得状況・とれないときの措置

看護職は一般労働者と違い夜勤など特殊な勤務体制につくため、決まった曜日に週休がとれるとは限らない。そこで「毎月きまって所定の日数分の週休がとれるか」を明らかにした。

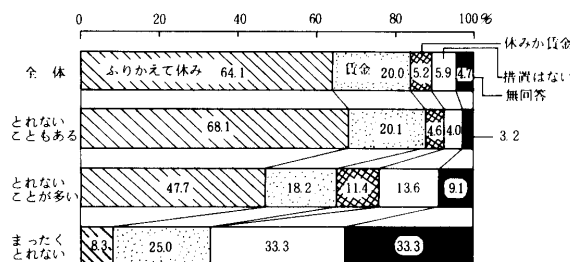
7割以上が、毎月きまって「とれる」と答えている。

週休制の形態別にみると、週休2日制の場合は「まったくとれない」は皆無である。「月1回週休2日」でも8割以上はきまってとれており、「週休1日」「週休1日半」よりもその割合は高い。週休2日制をとっている施設では、休める率も高いと言えそうだ。

週休が毎月きまってとれない場合の措置をみると、「翌月などにふりかえて休みがとれる」は64.1%で、残りの会員には必ずしも休みは与えられていない。「措置はない」も5.9%ある。また週休

がとりにくくなるほど「措置はない」がふえ、休日以外の形での措置もふえる(図20)。取得状況が悪いほど、措置もずさんであるようだ。

図20 週休の取得状況別週休がとれないときの措置



4 国民の祝日

1) 取得状況・とれないときの措置

国民の祝日を休日にしなくとも労基法上問題はないが、<一般労働者>の場合休日としている企業数は昭和54年9月現在で93.4%、平均の年間祝日日数は9.4日である。また国民の祝日12日間をすべて休日とする企業は68%にのぼっており、国民の祝日は<一般労働者>にとっては実質的な休日となっている。

さて会員については祝日当日に「いつも休める」は12.6%である。残りの8割強には、祝日当日には休めないが他日に休める人、12日間すべてが休日ではない人、祝日はすべて休日扱いでないため休めない人、などが含まれていると考えられる。

設置主体では「国立(その他)」で20%以上は「いつも休める」が、「国立(厚生省)」では7.5%である。

所属場所でみると「外来」で28.9%が「いつも休める」としているが、これは祝日には外来が閉鎖されるためだろう。「手術室」も「いつも休める」

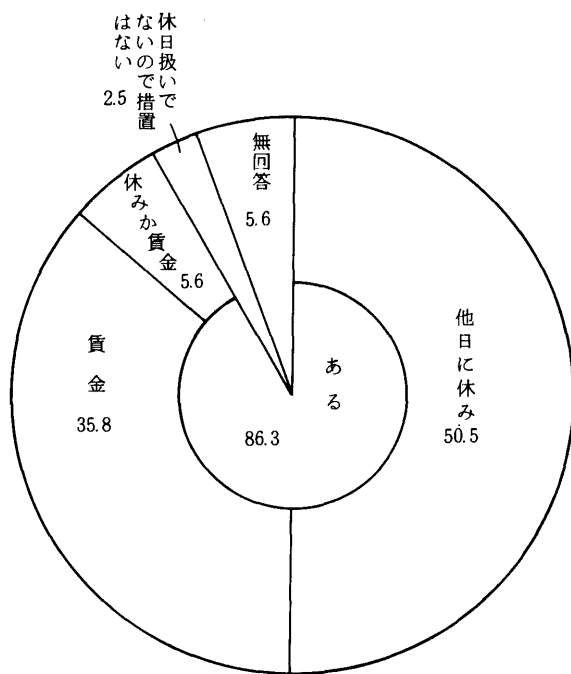
が24.1%と高い。

職位が高いほど「いつも休める」が多い。「総婦長」「副総婦長」では半数以上が「いつも休める」が、「婦長」は26.5%、「主任」は14.1%、「一般看護職」では8.7%にとどまっている。

「休めない日もある」「休めない日が多い」「まったく休めない」場合の措置をみると、「他日に休みがとれる」が50.7%で最も多い(図21)。

図21

国民の祝祭日がとれないときの措置(単位%)



設置主体別にみると「国立(厚生省)」「国立(文部省)」が「賃金」による措置がそれぞれ84.3%、77.6%と特に高い。一方「他日に休み」は「日赤」「学校法人」で8割をこえている。

5 年次有給休暇

1) 所定日数

労基法の年次有給休暇の規定は、1年間継続勤務をしかつ8割以上の出勤者に6日、その後1年

につき1日ずつ加算され、20日で頭打ちである。

今回の調査では前年度のくりこし分、また有給休暇とは別に年末年始の休み・夏休みが定められている場合は、その日数分は除いた所定日数をたずねた。平均日数は19.5日である。設置主体別にみると「その他の私的病院」が15.1日と最も短い。

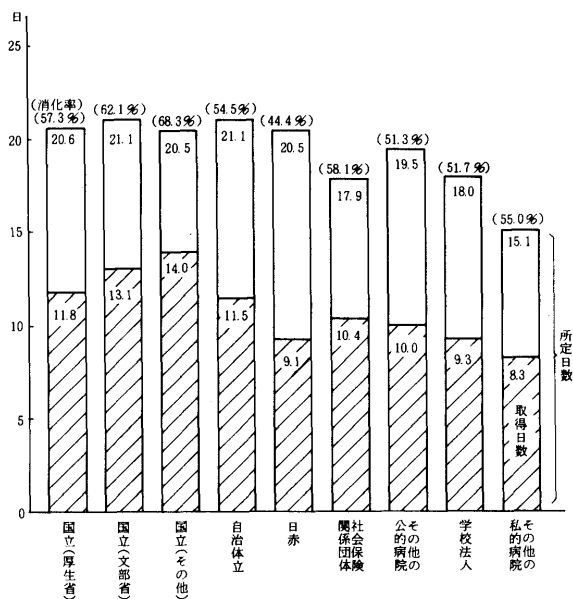
2) 取得日数

昨年1年間(昭和53年度)の平均取得日数は10.7日で、所定日数の55%程度しか消化していない。

設置主体別にみると「日赤」の消化率が低いことが目立つ(図22)。しかし最も消化率の高い「国立(その他)」でも7割程度しかとれていない。

図22

設置主体別平均所定有給休暇日数と取得日数



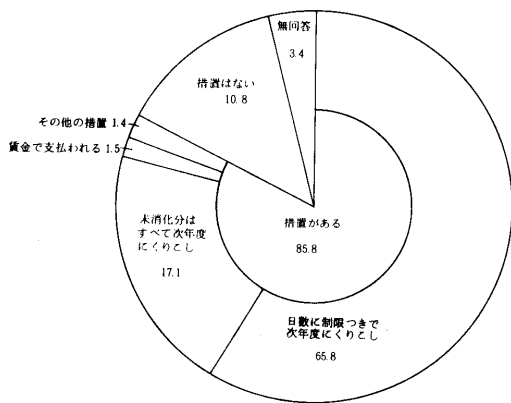
所属場所別の平均取得日数をみると、「結核病棟」が12.1日で最も多い。「救急」は8.3日で最も少なく、最長の「結核病棟」とは3.8日の差がある。

施設での勤続年数によってみると、勤続「1年未満」の人は、所定日数も少ないためか取得日数は6.3日にとどまっている。勤続「7~9年」は

12.7日で最も長いですが、その後勤続年数がのびるに従い取得日数は減少している。

職位別には、職位が高くなるほどとれていない。平均日数は、「総婦長」7.0日、「副総婦長」8.2日、「婦長」10.2日、「主任など」11.0日、「一般看護職」10.9日である。

図23 有給休暇未消化の時の措置（単位％）



3) 未消化分に対する措置

最も多いのは「日数に制限つきで次年度にくりこし」であり「未消化分はすべてくりこし」とあわせ、「日数」による措置は82.9%である。反面、「措置はない」も1割ある（図23）。

措置の種類による平均取得日数は、「賃金で払われる」場合が最も短く（表9）、所定日数の約23%しか消化されていない。

表9 有休未消化分に対する措置別平均取得日数

| 措 置 | 平均取得日数 |
|------------------|--------|
| 日数に制限つきで次年度にくりこし | 11.6日 |
| 未消化分はすべて次年度にくりこし | 9.8 |
| 賃金で支払われる | 4.5 |
| その他の措置 | 9.3 |
| 措置はない | 8.4 |

Ⅲ 給 与

1 税込み給与総額・基本給額

平均税込み給与総額は50年調査の14万円から17万9,800円へと1.28倍になり、基本給額は、11万6,300円から15万1,400円へと1.30倍になっている。

表10 職位別の平均給与額

| 職 位 | 基本給額 | 税込み給与総額 |
|-------|----------|----------|
| 総婦長 | 220,800円 | 268,000円 |
| 副総婦長 | | |
| 婦長 | 208,000 | 252,800 |
| 主任 | 181,000 | 215,200 |
| 一般看護職 | 137,200 | 167,200 |

一方消費者物価指数は、昭和50年を100とした場合、昭和54年9月現在で128.5になっているため、会員の給与額が実質的に増加したとは言いきれない。

職位による差が大きく、「一般看護職」と「総婦長、副総婦長」との間には11万円以上の違いがみ

表11 職種別一般看護職の平均給与額

| 職 種 | 基本給額 | 税込み給与総額 |
|--------------------------|----------|----------|
| 助産婦 | 151,600円 | 188,400円 |
| 看護婦(士) | 139,000 | 170,800 |
| 准看護婦(士) | 129,800 | 154,600 |
| (再掲) 進学コース 准看護婦(士) | 117,000 | 146,400 |